平成２６年（フ）第８１３５号
東京都墨田区吾妻橋３丁目１―７―502
債務者　大竹　秀夫
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８１３６号
東京都世田谷区駒沢５丁目20―19―12
債務者　新開　健一
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８１３７号
神奈川県座間市入谷４丁目2674―23
債務者　河野佳奈子
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８１３８号
東京都世田谷区船橋２丁目10―10―301
債務者　鈴木千恵美
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８１４１号
東京都福生市北田園２丁目26―19
債務者　佐藤　輝世
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８１５１号
東京都渋谷区神宮前３丁目１―19―305
債務者　二宮　正憲
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８１５３号
東京都葛飾区お花茶屋２丁目５―18―301
債務者　松田　典之（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８１５６号
東京都北区堀船３丁目７―４―401
債務者　平井　淳一（旧姓小池）
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８１５７号
東京都墨田区千歳１丁目４―12―101
債務者　増田　文枝
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８１５８号
東京都大田区池上１丁目27―14―105
債務者　山口　幸子
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８１６２号
東京都杉並区阿佐谷南２丁目９―16　門屋ハイツ
債務者　長友加代子
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８１６６号
千葉県長生郡長生村一松丁3490
債務者　大多和　博
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８１７４号
東京都荒川区東日暮里４丁目12―14―302
債務者　中山悦次郎
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８１７６号
東京都足立区扇３丁目24―12―404
債務者　佐野　温厚
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８１７７号
東京都江戸川区北小岩１丁目８―15　村尾方
債務者　小林　利和
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部